

ルールとマナーを守って

人の心を癒やし、豊かにするペット。その一方で、無責任な飼い方による近隣とのトラブルや苦情が後を絶ちません。愛情と責任を持って、他人に迷惑を掛けない飼い方を心掛けましょう。

犬・猫を捨てないで

捨て犬・捨て猫は、県動物愛護センター(富里市)に保護されても新しい飼い主が見つからない場合、最終的には殺処分されてしまいます。飼えなくなった時は、責任を持って次の飼い主を探してください。

健康福祉センター(成田支所)へ相談してください。

また、県動物愛護センターでは殺処分を少しでも減らすため、保護された犬や猫の譲渡会を実施しています。譲渡会に参加し、新しい飼い主になりませんか。

犬の登録と

狂犬病予防注射

飼い犬には登録(一生に1回)と狂犬病予防注射(年1回)を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。

転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

マイクロチップの装着と情報登録

ペットショップやブリーダーなどの販売業者には、犬や猫へのマイクロチップの装着が義務

付けられています。

マイクロチップを装着していると、迷子・災害・盗難・事故などで犬や猫が飼い主と離れ離れになった時に、飼い主へ戻すことができる可能性が高まります。現在、未装着の犬や猫を飼っている人も装着に努めましょう。

また、犬や猫にマイクロチップを装着した場合や、装着されている犬や猫を購入したり、譲り受けたりした場合には、飼い主情報の登録が必要です。犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトから登録してください。



登録サイト

なお、マイクロチップを装着した犬について、令和5年1月4日以降に同サイトへ情報を登録した場合は、市役所での登録手続きは不要です。

犬の散歩は引き綱を付けて

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬の急な動きを制御できる人が行い、引き綱を短く持ちましょう。

また、排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。

猫を飼う時は屋内で

猫は屋内で飼いましょう。ふん尿被害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

また、電気コードや観葉植物など、口にすると危険な物は片付けておきましょう。

動物の愛護・管理に関する条例

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で、飼い主などに次のような規制が設けられています。

- 犬・猫を合わせて10匹以上飼う場合は、保健所へ届け出る
- 犬が人をかんだ場合(こう傷事故)は保健所へ届け出て、犬が狂犬病にかかっていない

かを確認するために獣医師の検診を受けさせる

相談・手続きの窓口

- 犬の登録・狂犬病予防注射：環境衛生課(市役所2階 ☎20・1531)
- こう傷事故の届け出：印旛保健所(印旛健康福祉センター) 成田支所(☎26・7231)

- 犬・猫の飼い主探しの相談・譲渡会、犬のしつけ方教室：県動物愛護センター(☎93・5711)

- ペットに関する各種相談：千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛保健所(印旛健康福祉センター)成田支所
- ※くわしくは各問い合わせ先へ。

行方不明になったペット

行方不明または保護されているペットの情報を市ホームページで掲載しています。心当たりのある人は環境衛生課(☎20-1531)へ連絡してください。



市ホームページ